

第10号様式(第10条)

(表)

第 号	身 分 証 明 書	
所 属		
職		
氏 名		
(年 月 日生)		
上記の者は、横浜市港湾環境整備負担金条例第11条第1項の規定により工場又は事業場に立ち入ることができる者であることを証明します。		
年 月 日		
横浜市長		印
(有効期限 年 月 日)		

(裏)

横浜市港湾環境整備負担金条例(抜粋)

(立入検査)

- 第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、事業者に質問させ、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(A7)

(備考)

- 1 用紙は、厚質白紙を使用すること。
- 2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.5センチメートルとすること。